

平成25年度羽幌町環境審議会 会議録

- 1 開催日時
平成26年3月17日(月) 午前10時～午前10時40分
- 2 開催場所
羽幌町役場幹部会議室
- 3 出席委員及び欠席委員の氏名
(1) 出席委員 忠津 章、蝦名 修、山澤 忠男、和田 誠、坂口 剛史、
藤井 智子、岩澤 光子
(2) 欠席委員 重原 伸昭
- 4 説明のため出席した事務局職員の氏名
町長 舟橋 泰博
町民課 課長 水上 常男
町民課 環境衛生係 係長 杉野 浩
- 5 会議の公開、非公開又は一部公開の別
公開
- 6 会議を非公開又は一部公開とした場合は、その理由
- 7 議題及び議事の要旨
(1) 町長挨拶
(2) 会長及び副会長の選任について
忠津会長を選出。
会長が、蝦名副会長を任命。
(3) 羽幌町の公害の現状報告
別紙議案に基づき事務局より一括報告。
・特記事項
悪臭規制指定区域について、北海道により規制区域見直しがされる予定。
(羽幌港の拡張に伴う羽幌町都市計画用途区域の変更が平成21・24年度
に行われ、整合性を図る必要がある。)

公共水域の水質検査については2回実施し、福寿川においては、2回目の採水場所を上流部1か所追加し検査を実施した。

・質疑応答

質問：昨年の審議会で、福寿川の水質改善に向け、平成25年度において対策を検討すると聞いていたが？

回答：昨年の審議会でも意見が出た、EM菌など微生物を活用した水質改良剤の投入について検討したが、自然環境等への違う影響も考えられことから、実施するとの判断には至らなかった。

意見：羽幌環境会議が水質改善を目的として実施したカキの貝殻投入により、以前はあった悪臭が消えたと言った近所の人を聞いた。

ある程度の効果はあると思われ、実施したほうがよいのでは？

検証が終わっていない取り組みで自然界の影響が懸念される取り組みについては反対する。

意見：できれば、取り組みの実施前後の水質を分析し、効果が確認できたものであれば、ある程度継続して取り組むことを改善策として考えられてはどうか。

質問：悪臭規制区域は拡大するが、振動・騒音規制区域は拡大しないのか？

回答：当初の規制区域設定根拠が分からないが、羽幌港は準工業・工業区域に指定されており、住宅が存在しない部分は除外していると思われる。

意見：規制区域の設定根拠について確認願いたい。

(4) その他

質問：不法投棄の多い場所は？監視カメラを導入すると聞いたが？

回答：人通りが少ない道路沿いの沢地など、いたるところで不法投棄が確認されている。特に不法投棄が多発している場所で監視カメラを活用し、抑制を図りたいと考えている。

質問：以前、浜町地区で廃品回収業を開始しすぐに倒産した事業者の件で、事務所等は撤去されたが、回収した廃品等が残されている。

環境面からそのままにしているのか？町としての対応策は？

回答：産業廃棄物に関する部分があることから、北海道が対応している。

倒産した会社から事業を引き継いだ事業者に打診していると北海道から聞いているが、状況について確認してみる。

羽幌町環境審議会

日時 平成26年3月17日(月) 午前10時00分～

場所 羽幌町役場 幹部会議室

1 開 会

町長あいさつ

2 議 題

(1) 会長及び副会長の選任について

会 長 _____

副会長 _____

(2) 羽幌町の公害の現況報告

(3) その他

羽幌町の公害に関する現況報告

1 公害等に関する法律の施行状況

(1) 大気汚染防止法

① 特定施設 14施設(平成26年2月末)

種類 ~ ばい煙発生施設(ボイラー、乾燥炉等)

粉じん発生施設(鉱物・土石の堆積場、ベルトコンベア、破碎機 等)

② 25年度届出件数

届出の種類	件数	届出事由
設置届(法6条第1項)	0件	
変更届(法11条)	3件	会社名・代表者の変更
廃止届(法11条)	1件	ボイラーの使用廃止
継承届(法12条第3項)	0件	

③ 苦情対応等 なし

④ 立入検査 なし

⑤ その他 なし

(2) 水質汚濁防止法

① 特定施設 59施設(平成26年2月末)

種類 ~ 水産加工業、旅館業、クリーニング業 等

② 25年度届出件数

届出の種類	件数	届出事由
設置届(法5条1項)	0件	
変更届(法7条)	5件	施設構造・会社名・代表者の変更
廃止届(法10条)	7件	廃業または設備の廃止
継承届(法11条)	0件	

③ 苦情対応等 なし

④ 立入検査 なし

(3) 騒音規制法

①地域指定 昭和57年指定、平成12年4月区域見直し(資料1)

②特定施設 36施設(平成26年2月)

種類 ~ 工場、事務所、建設作業等

③25年度届出件数

届出の種類	件数	届出事由
設置届(法5条1項)	0件	
変更届(法7条)	0件	
廃止届(法10条)	0件	
継承届(法11条)	0件	

④苦情対応等 なし

(4) 振動規制法

①地域指定 昭和57年指定、平成12年4月区域見直し(資料1)

②特定施設 18施設(平成25年2月末)

種類 ~ 工場、事業場、建設作業等

③25年度届出件数

届出の種類	件数	届出事由
設置届(法6条)	0件	
変更届(法8条)	0件	
廃止届(法10条)	0件	
継承届(法11条)	0件	

④苦情対応等 なし

(5) 悪臭防止法

①地域指定 昭和52年指定、平成12年4月区域見直し(資料2)

北海道により規制区域が見直しされる予定。(資料3)

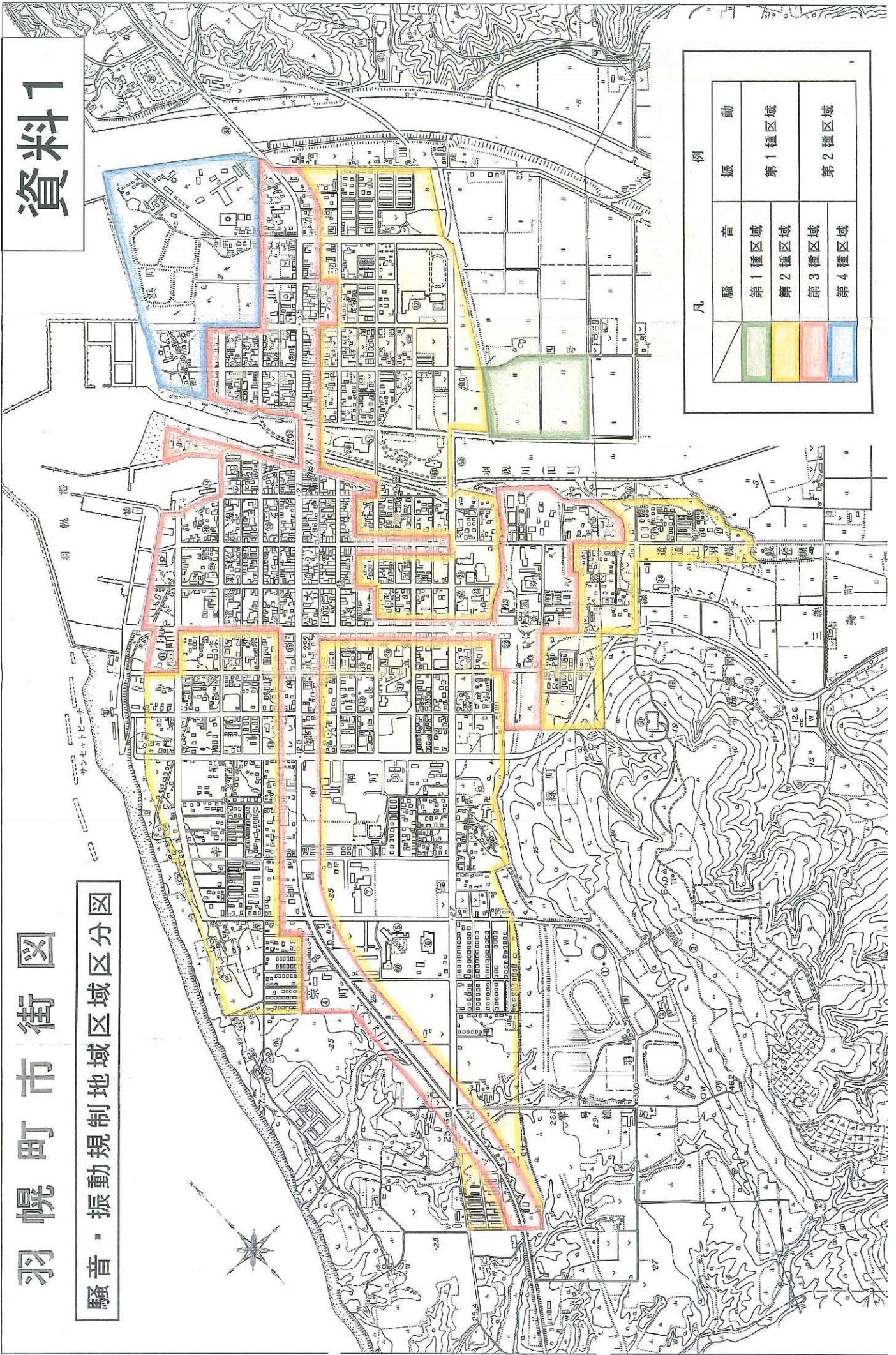
(理由)羽幌町都市計画用途区域(平成21・24年度変更)との
整合性を図るため。

②苦情対応等 なし

羽幌町市街図

騒音・振動規制地域区分図

資料1



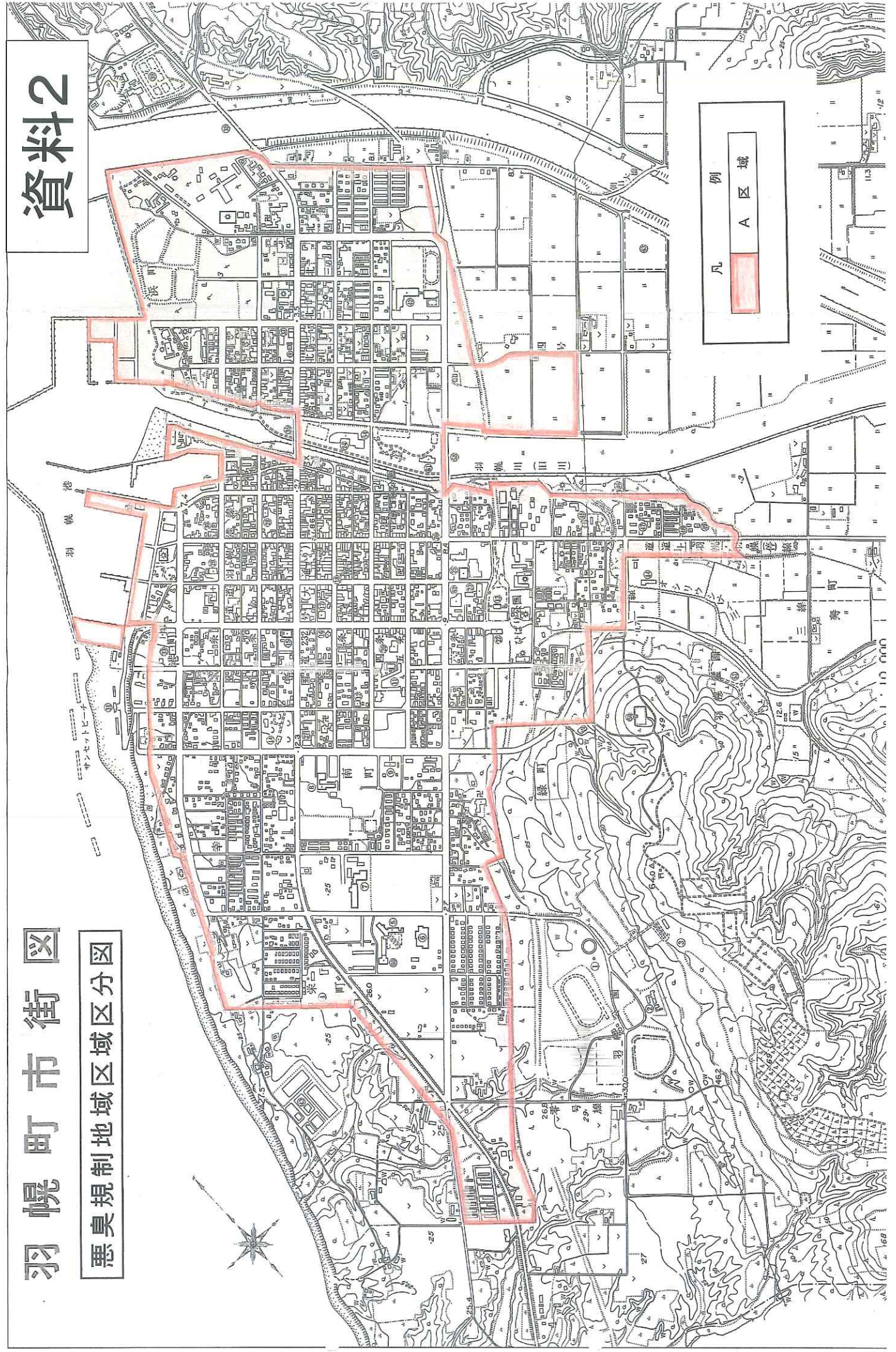
凡 例

	騒音	振動
	第1種区域	第1種区域
	第2種区域	第2種区域
	第3種区域	第3種区域
	第4種区域	第4種区域

羽幌町市街図

悪臭規制地域区域区分図

資料2



羽幌町悪臭規制地域区分図 (縮尺1/10,000)

資料3



2. 公共水域の水質検査

採水日：【河川】平成25年10月16日(福寿川以外)、11月6日(福寿川のみ)、11月19日
 【海域】平成25年10月16日(市街)、11月11日(離島)、11月19日

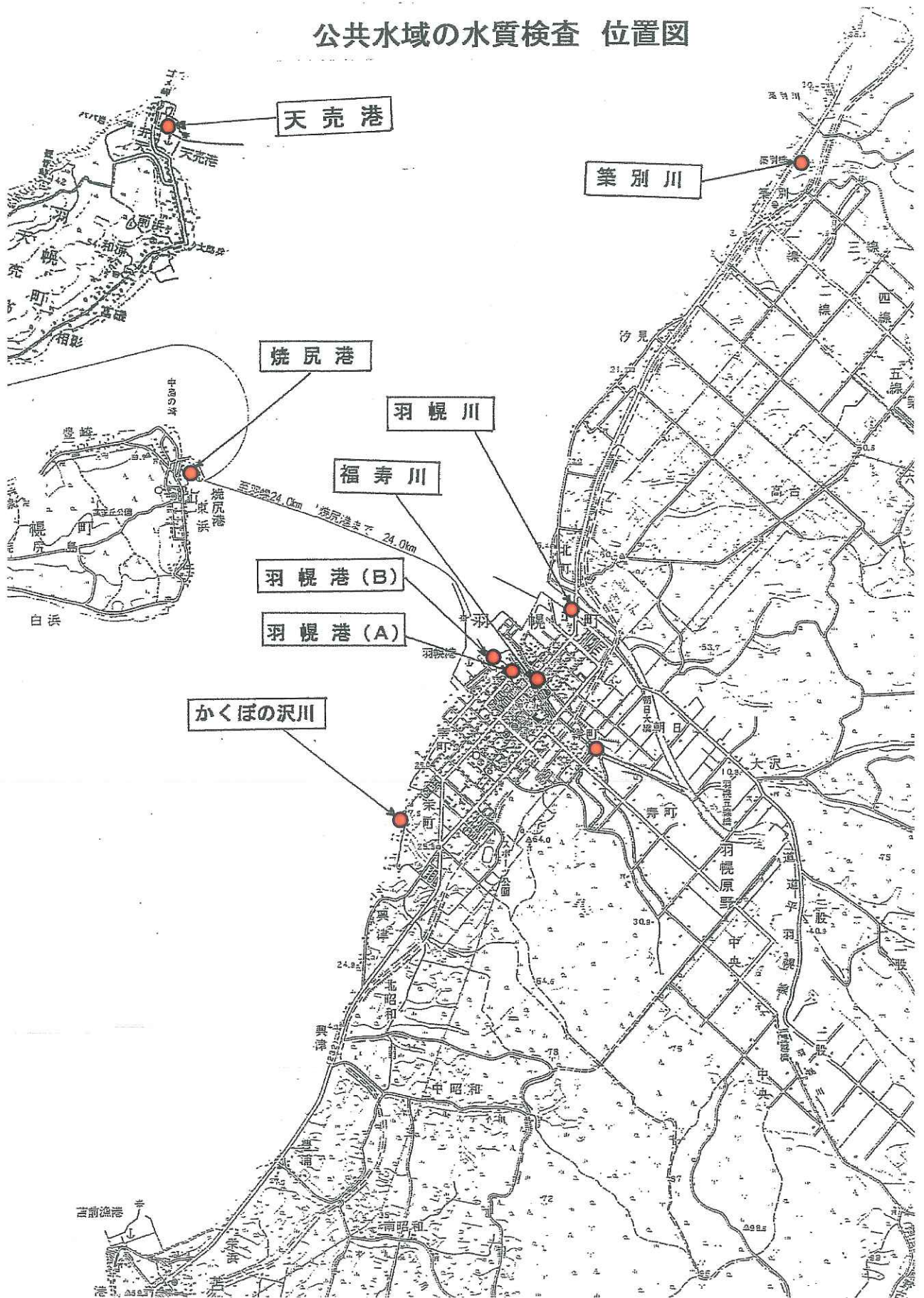
※ 測定箇所詳細 別紙1

【水質測定値比較】 ※測定項目、基準値についての詳細 別紙2・3

河川	羽幌川			福寿川			築別川			かくぼの沢川						
	23年度	24年度	25年度	23年度	24年度	25年度	23年度	24年度	25年度	23年度	24年度	25年度	23年度	24年度	25年度	類型
PH	7.5	7.5 7.7	7.9 8.2	7.2	7.2 7.4	7.1 6.8	7.7	7.5 8.0	8.1 8.6	8.0	8.0	8.1 7.6	8.0	8.0	8.1 7.5	AA AA
BOD(mg/L)	<0.5	<0.5 <0.5	<0.5 0.6	0.6	<0.5 <0.5	0.8 0.9	<0.5	<0.5 <0.5	<0.5 0.8	0.8	<0.5	<0.5 0.9	<0.5	<0.5	<0.5 0.9	AA AA
SS(mg/L)	60	6 1	50 11	27	9 8	6 6	5	1 1	36 18	14	1	1 3	1	1	6 5	AA AA
DO(mg/L)	10	9.9 11.0	12.0 13.0	6.4	7.8 12.0	8.6 11.0	11.0	12.0 11.0	12.0 13.0	7.8	7.8	7.9 8.9	7.9	7.9	9.6 10.0	AA AA
大腸菌群数 (MPN/100mL)	35,000	790	790	13,000	9,200 16,000	7,900	13,000	1,300	700	13,000	13,000	700	9,200	1,700	13,000 17,000	- -

港湾	羽幌港(A)			羽幌港(B)			天売港			焼尻港						
	23年度	24年度	25年度	23年度	24年度	25年度	23年度	24年度	25年度	23年度	24年度	25年度	23年度	24年度	25年度	類型
PH	7.9	8.1 7.6	7.8 8.2	7.9	8.1 7.9	8.2 8.3	8.0	8.1 8.0	8.2 8.3	8.0	8.2	8.2	8.0	8.0	8.2 8.3	A A
COD	<0.5	2.6 2.4	4.1 1.8	0.8	2.5 2.3	3.3 1.9	1.1	2.1 1.8	1.5 1.9	<0.5	<0.5	2.3 1.9	<0.5	<0.5	2.0 2.0	A A
油分等	<0.5	<0.5 <0.5	<0.5 <0.5	<0.5	<0.5 <0.5	<0.5 <0.5	<0.5	<0.5 <0.5	<0.5 <0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5 <0.5	A A
DO(mg/L)	8.0	6.3 8.3	7.5 8.2	8.5	6.9 8.7	8.1 8.3	8.3	8.1 8.4	8.5 8.7	7.8	7.8	8.1 8.6	7.8	8.1	8.7 8.6	A A
大腸菌群数 (MPN/100mL)	4,600	6.8 220	13,000 230	4,900	2 130	54,000 330	2,200	7.8 1.8	79 110	490	490	4.5 4.5	490	4.5	13.0 <1.8	A A

公共水域の水質検査 位置図



別紙2

測定項目の説明

<p>PH 水素イオン 濃度指数</p>	<p>水溶液の酸性、アルカリ性の度合いを表す指数 pH7のときに中性、7を越えるとアルカリ性、7未満では酸性を示す。</p>
<p>BOD 生物化学的 酸素要求量</p>	<p>水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量のことで、河川の有機汚濁を測る指数。</p>
<p>COD 科学的酸素 要求量</p>	<p>水中の有機物を酸化剤で分解する際に消費される酸化剤の量を酸素量に換算したもので、海水や湖沼水質の有機物による汚濁状況を測る指数。</p>
<p>SS 浮遊物質</p>	<p>水中に浮遊または懸濁している直系2mm以下の粒子状物質のことで、沈降性の少ない粘土鉱物による微粒子、動植物プランクトンやその死骸・分解物・付着する微生物、下水、工場排水などに由来する有機物や金属の沈殿物が含まれる。これが多いと魚類のエラがつまり死んだりすることがある。</p>
<p>DO 溶解酸素量</p>	<p>水中に溶け込んでいる酸素量。一般に魚介類が生存するためには3mg/L以上、好気性微生物が活発に活動するためには2mg/L以上が必要で、それ以下では嫌気性分解が起こり、悪臭物質が発生する。</p>
<p>大腸菌群数</p>	<p>大腸菌及び大腸菌と性質が似ている細菌の数を言う。</p>

別紙3

水質汚濁に係る環境基準(政府が定める環境保全上の目標)

(1) 河川

項目 類型	利用目的 の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/l 以下	25mg/l 以下	7.5mg/l 以上	50MPN/ 100ml以下
A	水道2級 水産1級 水浴 及びB以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/l 以下	25mg/l 以下	7.5mg/l 以上	1,000MPN/ 100ml以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/l 以下	25mg/l 以下	5mg/l 以上	5,000MPN/ 100ml以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/l 以下	50mg/l 以下	5mg/l 以上	—
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に 掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/l 以下	100mg/l 以下	2mg/l 以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/l 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと。	2mg/l 以上	—

(注)

- 1 自然環境保全: 自然探勝等の環境保全
- 2 水道1級: ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2級: 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道3級: 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産1級: ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
水産2級: サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
水産3級: コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
- 4 工業用水1級: 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水2級: 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水3級: 特殊の浄水操作を行うもの

(2) 海域

項目 類型	利用目的 の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)
A	水産1級 水浴 自然環境保全 及びB以下の欄 に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/l 以下	7.5mg/l 以上	1,000MPN/ 100ml以下	検出されな いこと。
B	水産2級 工業用水 及びCの欄に 掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/l 以下	5mg/l 以上	—	検出されな いこと。
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/l 以下	2mg/l 以上	—	—

(注)

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
水産2級：ボラ、ノリ等の水産生物用
- 3 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度